

匝瑳市環境審議会

会議結果

第1 日時

平成27年12月11日（金） 午後1時30分～午後3時40分

第2 場所

匝瑳市民ふれあいセンター1階 第1会議室

第3 出席者

○委員

穴澤廣明委員、飯島正義委員、石田健治委員、伊橋弘二委員、大塚榮一委員、
及川ひろ子委員、鈴木一郎委員、田邊久利委員、林義雄委員、稗田正治委員、
八木幸市委員、渡邊雅仁委員 以上12名（五十音順）

（欠席委員 鶴之沢正吉委員、大木一夫委員、片岡正裕委員、 以上3名）

○事務局

環境生活課 加瀬課長、大川副主幹、布施主任主事 以上3名

第4 議事次第

1 開会

2 委嘱書交付

3 あいさつ（太田市長）

4 委員紹介

5 会長及び副会長の選任について

6 議事

（1）匝瑳市環境基本計画の進行管理に係る報告について

（2）平成27年度実施の市民等アンケート調査結果報告について

（3）匝瑳市環境基本計画中間見直し（案）について

7 その他

8 閉会

第5 議事概要（発言要旨）

別紙のとおり

議事概要（発言要旨）

1 開 会

2 委嘱書交付

- － 太田市長から各委員に委嘱書の交付を行った。

3 あいさつ

- － 環境審議会の開催に当たり、太田市長からあいさつを行った。

4 委員紹介

- － 委員紹介の後、事務局職員の紹介を行った。

5 会長及び副会長の選任について

- － 会長及び副会長の選任に当たり、委員に対して推薦を求めたところ、事務局案の要請があり、事務局から会長に林義雄委員、副会長に石田健治委員を推薦した。委員の承認を求めたところ、全員一致で承認された。
(会長及び副会長の選任後、太田市長は退席)

6 議 事

(議長：林義雄会長)

(1) 匝瑳市環境基本計画の進行管理に係る報告について

- － 匝瑳市環境基本計画の進行管理について、評価シートに基づき事務局から報告した。

○委員A

水質検査について、新川と栗山川の数値が記載してあるが、大布川・軽桶川・新堀川等での水質の測定は行っているのか。

○事務局

大布川・軽桶川・新堀川等市内の河川においてもBODの測定を行っております。直近の測定結果については資料3の12ページにグラフが示してありますが、必要であれば後日数字の入った表をお示しいたします。

○委員B

匝瑳警察署の生活安全課では廃棄物処理関連の法律に基づき野外焼却及び不法投棄の取締りを行っている。野外焼却の指導件数は平成21年度で19件、平成26年度で39件とかなり増えている。この件数には警察からの参考連絡も入っているのか。

○事務局

参考連絡も含めた数字となっております。

○委員B

野焼きの通報が警察に入った場合、警察だけで対応し市役所に連絡しないケースもある。実際の指導件数は31件よりも多い。実際に皆さんが外を出歩くとわかると思うが、白い煙や黒い煙が上がっているのをよく見かけると思う。ただ、林業・農業に伴うものなど必要最小限度の焼却については、法律で例外的に認められており、事件化はしないが、警察としては通報が入れば厳密に1つ1つ確認し、少しでも法に抵触するものであれば、事件化をしなくてはならない。善良な市民の方でも、野焼きの通報1件で犯罪者になりうるので、そういうことをなくすためにも、広報活動を徹底していただき、野外焼却の通報をできる限り減らしていただきたい。

不法投棄についてもたびたび警察に通報が入るので、広報活動に力を入れていただきたい。

○事務局

今後、広報そうさで野焼き・不法投棄の禁止に関する特集を組む予定です。

また、市民の皆様配布している野焼き及び不法投棄のパンフレットについても一新し、今後も力を入れて広報活動に取り組んで参ります。

○委員C

野焼きについてはガードレール付近の排水溝での焼却をよく見かける。熱でガードレールが駄目になってしまうので、見かけたら注意はするものの次の日に同様の行為をしているなど野焼きが犯罪になるという意識がない。

○議長

ごみの分別等の意識は高まってきているように感じるが、野焼きや不法投棄といった問題については、広報等での周知を徹底するようお願いしたい。

○委員D

私は今年の7月まで農業委員であったが、任期中にソーラーを設置するため田を再生土で埋め立てるといった案件があった。再生土の成分が安全なのかどうか農業委員会で議論になったことがある。成分検査は県に依頼することになったが、市では検査することはできないのか。ソーラーの設置について最終的に許可するのは県であると聞いているが、市の農業委員会では意見を添付するしかなく対応に苦慮したことがある。市の各課の対応、県との調整についてお伺いしたい。

また水質について、海岸に近い畜産農家で地下水を使っているところがあるが、塩分濃度が高く、畜舎の施設が傷みやすいと聞いている。産業振興と環境問題は密接だと思うが、水質をよくして、産業も振興できるような施策も考えてほしい。

○議長

この問題については、庁内で良く協議していただきたい。

○事務局

先日産業振興課・建設課及び環境生活課の3課の課長で意見交換を行い、情報を共有しながらこうした問題に取り組んでいく方針を確認したところです。今後も庁内での連携に力を入れていきたいと考えております。

再生土の検査等については、県が立ち入り調査を行い、匝瑳市内でも土壌検査を含めた調査を実施すると聞いております。

○議長

今後も連携をもって対応していくということをお願いしたい。

○委員E

基本目標2の野生動植物調査は平成26年度も未実施であるが、現在匝瑳市内には貴重な野生動植物が多く生息している。なるべく早く調査を実施しないと、こうした生物の数が年々減少しているという事実が見えてこない。調査を実施する予定はあるのか。

○事務局

計画期間の中で一度実施したいと考えております。

《その他意見等なし》

(2) 平成27年度実施の市民等アンケート調査結果報告について

- 一 配布資料に基づいて、平成27年度に実施した市民等アンケート調査の結果について事務局から報告した。

○委員F

98ページのグラフの中に誤植があるように思われる。

○事務局

御指摘のとおり誤植ですので修正させていただきます。

《その他意見等なし》

(3) 匝瑳市環境基本計画中間見直し(案)について

- 一 配布資料に基づいて、匝瑳市環境基本計画の中間見直し案について事務局から説明した。

○委員G

ごみのリサイクル率を環境衛生組合の目標値に合わせて24%から20%に修正したとのことだが、20%という数字の妥当性はあるのか。

○事務局

資源化率は重量で算出しておりますが、ビン類等の重いものよりもペットボトル等の軽いものが増えてきており、ペットボトルも軽量化がすすめられているため、資源化率が思うように上がらないという現状があります。当初は国や県に合わせて24%を目標にしていたのですが、現状に合わせて試算した結果20%となったものです。20%とありますが、20%以上を目標にすると解釈していただき、この目標を達成するために今後も資源化率の向上に取り組んで参ります。

○委員G

中間で18.4%ということであるが、事務局としてPDCAサイクルのような具体的な対策は行っているのか。

○事務局

具体的な施策は現在のところ見いだせていないのが現状ですが、新規事業として小型家電の回収を行っています。また、匝瑳市ほか二町環境衛生組合との調整についても担当者会議及び課長会議等を通じて行っており、新しい施策を展開できるよう今後も取り組んで参りたいと考えております。

○委員F

環境美化活動の参加人数の目標値の戸数とは何か。

○事務局

区長会等で回覧板等を回す戸数です。

○委員F

環境美化活動の参加人数は環境美化ボランティアとごみゼロ運動の参加人数の合計とのことだったが、各地域で環境保全会という団体があり、環境美化活動を行っている。こうした方々を含めれば目標数値はクリアできるのではないか。

○事務局

現在事務局で把握している人数は環境美化ボランティア及びごみゼロ運動の参加人数のみです。その他にも市が把握していないところで環境美化活動を行っていたことには大変感謝しております。今後、こうした活動の参加人数が把握できるのであれば、できる限り環境美化活動の人数に含めていきたいと考えております。

○委員F

産業振興課に環境保全会員の名簿があると思うので会員の人数は把握できるものと思われる。

○事務局

産業振興課やその他の部署でも環境美化活動の参加人数を把握しているところがあるかと思いますが、できる限り人数を把握し、数字に反映させていきたいと考えております。

○委員D

環境保全会という団体があることは知らなかったが、どのような団体なのか。

○委員F

高齢化等により、昔からの小さな共同体単位での清掃活動・草刈り等の活動が難しくなっているという現状があり、こうした活動に対して補助金を交付することになった。この活動の主体となるのが環境保全会である。

○委員D

どの地域でも環境保全会としての活動ができるのか。

○委員F

どの地域でもある一定の条件を満たせば可能であると思われる。現に小さな集落でも活動を行っている。

○委員D

最近空き家が増えており、空き家の敷地内や個人の土地にある木の枝が交通の妨げになることがある。個人から苦情を言うとトラブルになることがあるので間に市に入ってもらっているが、地域住民で周辺をきれいにすることによって、相手方に苦情を伝えやすくなることもある。現在では地域住民が共同で作業をするということが少なくなってきたように思われる。区長会でも議論になったことがあるが、個人の敷地に生えている木は所有者の財産であるので、あくまでも地元住民で協議を重ねてから地主に対して枝の伐採等を依頼できるような体制づくりをしていくしかないという結論に至った。

○委員F

交通の妨げになるようなところは農道の整備ということで枝の伐採などを環境保全会において行う場合もある。

○委員D

農業委員会で毎年春に農地調査を行うが、遊休農地の問題はなかなか解決しない。

空き家の問題も同じであるが、こうした問題に対処するには、地域のコミュニティを活性化していくしかないのではないか。

○事務局

市においても、まちをきれいにする条例に基づき、空き地の雑草の管理等について、土地の所有者に連絡を取り、土地の適正な管理に協力をいただいています。道路にはみ出した枝等についても建設課と連携しながら所有者に対して伐採を依頼し、どうしても個人での伐採が不可能である場合は市で伐採を行ったケースもあります。

地元の方の協力が大切ですが、やむを得ない場合は市でできる限りの協力をさせていただきたいと思います。

○委員F

野焼きの禁止はどの法律で規定されているのか。

○委員H

廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で規定されており、農業・林業等を営むためにやむを得ないものとして行う焼却は例外的に認められているが、一般家庭において枝を剪定し、その枝を焼却することは認められていない。

○委員F

農道に面した木が交通の妨げになり環境保全会で枝を伐採することがあるが、その枝の処分に困ることがある。

○事務局

基本的には所有者に枝の伐採及び処分を依頼しますが、所有者に依頼できない場合は地区の中で対応するか、地区での対応が難しい場合は市で土地の所有者を調べるなどの対応をします。地区で枝の伐採を行った場合は、剪定枝の処分等について御相談に乗りたいと考えます。

《その他意見等なし》

7 その他

○委員G

資料の配布をもう少し早くしていただきたい。

また、今回は改正があった点を全て説明していただいたが、どこが変わったのかを吹き出しのような形で付けていただくとよりわかりやすくなると思われるので、その辺も御検討いただきたい。

○事務局

資料の配布については遅くなり大変申し訳ございません。
資料の内容についても、今後はできるだけわかりやすくなるよう作成させていただきます。

《その他意見等なし》

8 閉 会

以 上